

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	大型部品運搬車	CPS-V23152-9
		大臣承認 昭和63年 9月22日
		作成 昭和63年 7月18日
		改正 令和 5年 7月20日
		令和 7年11月18日
	作成部隊等名	補給本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊がペトリオット・ミサイル又は大型部品を運搬するために使用する大型部品運搬車（以下，“車両”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、DSP D 6013の1.2，C&LPS-V 00008の1.2 及びC&LPS-Y00007の1.2 による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、c)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS A 8902 ショベル及びスコップ

MIL-DTL-64159 CAMOUFLAGE COATING, WATER DISPERSIBLE ALIPHATIC POLYURETHANE, CHEMICAL AGENT RESISTANT

b) 仕様書

C&LPS-V-00008 車両等共通仕様書

C&LPS-Y-00007 調達品等一般共通仕様書

CPS-N14011 地对空誘導弾ペトリオット

CPS-V23144 レッカ車

DSP D 6013 7tトラック

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）

品 名	大型部品運搬車
-----	---------

消防法（昭和23年法律第186号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示11号）

d) その他

V E T O 9 1 8 1

技術報告 地对空誘導弾ペトリオットミサイル運搬車
（GMT）とのインターフェース検討資料

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、C & L P S - V - 0 0 0 0 8 の 2.1 によるほか、次による。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する燃費基準値は適用しない。

- a) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令に適合しなければならない。
- b) 火薬類の運搬に関する内閣府令（以下，“内閣府令”という。）に適合しなければならない。
- c) V E T O 9 1 8 1 の要求を満足しなければならない。

2.2 設計条件

a) 走行条件

走行条件は、V E T O 9 1 8 1 によるペトリオットミサイル（4発）（以下，“ミサイル”という。）又は大型部品（E P P 等）（以下，“大型部品”という。）を搭載し、次の条件を含む高速道路、一般道路及び路外の連続走行を行えなければならない。

- 1) 縦断こう（勾）配 17%以上の雨のアスファルト道路
- 2) 演習場等の不整地
- 3) 除雪した積雪地道路

b) 外圍条件

外圍条件は、次による。

- 1) 耐寒及び耐熱性は、-40℃～40℃とする。ただし、エンジンの始動は-20℃において支障があってはならない。
- 2) 耐湿性は、95 %以下（相対湿度）とする。
- 3) 高度は、海拔 0 m～2 000 mとする。
- 4) 耐風圧性は、平均風速 27 m/s・瞬間風速 40 m/s の風圧下で使用できなければならない。

2.3 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.2 による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、次によるほか、規定のない事項については、製造会社仕様とし、細部は承認図面による。

品 名	大型部品運搬車
-----	---------

2.4.1 構造・形状

構造及び形状は、**DSP D 6013**の7 tトラックのシャシに鋼製荷台を装備するほか、**図1**及び**図2**を基準とし、次による。

a) シャシ シャシは、**DSP D 6013**の2.5.1 a)～f)による。

b) 操縦室

操縦室は、**DSP D 6013**の2.5.1 g)によるほか、次による。

- 1) VHF無線機用の架台を取り付ける。
- 2) DC24 V、ケーブル及びコネクタ付きのVHF無線機用電源を取り付ける。
- 3) VHF無線機用アンテナの架台を操縦室屋根付近に取り付ける。
- 4) VHF無線機とアンテナを接続するケーブルを固定するための設備を備える。

c) 荷台

荷台は、次による。

- 1) 全鋼製の3方開き以上とする。
なお、左右の側板は、水平又は降下状態にできるものとし、水平状態において、中間に隙間がなく、3名以上の作業用足場（中間に隙間があってはならない。）として使用できる構造とする。また、滑り止めを施す。
- 2) ミサイル固定用アダプターを容易に脱着可能な構造とする。
- 3) ミサイルつり上げ用のつり具を固定できなければならない。
- 4) 荷台下部に、強化液消火器 ABC・8 L・自動車用の取付金具を1 EA取り付ける。

d) 附属装置等

附属装置等は、**DSP D 6013**の2.5.1 k)によるほか、次による。

ただし、**DSP D 6013**の2.5.1 k) 9), 11), 12)及び13)については、適用しない。

- 1) **DSP D 6013**の2.5.1 k) 4)の洋形おの、ショベル及びバチツルハシの取付具を、荷台下部に取り付ける。
- 2) **DSP D 6013**の2.5.1 k) 5)の、小銃保持具（2 EA）を操縦室内部に取り付ける。
- 3) ミサイルキャニスタ固定用アダプターを取り付ける。
- 4) 5.3.1 の附属品に示すアース線及びアース棒を収納する収納箱を取り付ける。
- 5) 5.3.1 の附属品に示すアース線は、ミサイルキャニスタ固定用アダプターに接続し、**CPS-N14011**に示す発射機、**CPS-V23144**に示すレッカ車（ペトリオット用）、ミサイルキャニスタ4 EA及び車両を同電位に保ち浮遊電圧を接地することが可能でなければならない。
- 6) **表1**のつり具により積載物を固定するための装置（固定用の装置を使用しないときは、床面から突起物がでない構造とする。）
- 7) **表1**のつり上げ用つり具の収納箱を取り付ける。

品 名	大型部品運搬車
-----	---------

2.4.2 寸法・質量

寸法及び質量は、**図 1** を基準とし、次による。

なお、外装品の突出部は、除く。

- a) 寸法 寸法は、次による。
- 1) 全長 最大 12 000 mm
 - 2) 全幅 最大 2 500 mm
 - 3) 全高 最大 3 800 mm
 - 4) 床面地上高 最大 1 600 mm
- b) 質量 質量は、次による。
- 1) 車両質量 最大 12 510 kg
 - 2) 最大積載量 9 250 kg
 - 3) 車両総質量 最大 22 000 kg

2.4.3 その他

その他は、次による。

- a) 灯火類は、**DSP D 6013**の**2.5.1 i)**によるほか、**内閣府令の第16条**に規定された赤色灯を車両の前後に取り付ける。
- b) **内閣府令の第16条**に規定された標識を車両の前後及び側面に装着する装置を設ける。
なお、その標識の脱着が可能な構造とする。
- c) 船舶輸送に必要な固定用フックを車両に取り付ける。
- d) 荷台への昇降用ラダーを取り付ける。
なお、昇降用ラダーは、車両下部に格納できる構造とする。

2.5 外観・性能

2.5.1 外観

外観は、次による。

- a) きず、割れ、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。
- c) 塗装は、**C&LPS-V00008**の**2.3**によるほか、車体外部（ディスクホイールを含む。）は、**MIL-DTL-64159 TYPE II, Colors Green 383**により塗装するものとし、塗装回数は2回以上とするほか、細部は、承認図面及び色見本による。
- d) シッシ、機関、排気管及び消音器は、製造会社仕様の塗装とする。

2.5.2 性能

性能は、**DSP D 6013**の**付表 1**による。

品 名	大型部品運搬車
-----	---------

2.6 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4によるほか、細部は、承認図面による。

なお、自動車番号標は、C&LPS-V00008の2.4.4の表2“車両法適用除外指定の車両”とする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2による。
- c) 車両法適用除外指定申出書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.3による。
- d) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。
- e) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。

5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。

5.3 附属品・予備品

附属品及び予備品は、C&LPS-V00008の5.6によるほか、次による。

5.3.1 附属品

附属品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、表1による。

5.4 承認用図面・色見本

承認用図面及び色見本は、次による。

a) 承認用図面

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。

- 1) 外形図（寸法及び質量を含む。）
- 2) 塗装配置図
- 3) 航空自衛隊標識図
- 4) 銘板図
- 5) その他必要な図面

b) 色見本

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、車体外部の塗料の色について、色見本を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。

なお、色見本の細部については、C&LPS-V00008の2.3.4による。

品 名	大型部品運搬車
-----	---------

5.5 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

5.6 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

表1—附属品

品 名	数量及 び単位	規 定
非常信号灯	1 EA	道路運送車両の保安基準適合品・乾電池式
消火器	1 EA	粉末消火器ABC・1.8kg・自動車用 (消防法及び国等による環境物品等の調達の 推進等に関する法律第6条及び第7条の規格 の適合品, リサイクルシール付)
	1 EA	強化液消火器ABC・8L・自動車用(消防 法規格の適合品, リサイクルシール付)
火薬類運搬用表示板	4 EA	内閣府令の第16条に規定された標識(昼夜 兼用)
赤色灯	2 EA	内閣府令の第15条に規定された赤色灯(収 納箱付)
ホース	1 EA	空気用, 2口注入口, 8mとする。
予備タイヤ	1 EA	ホイール付
始動用キー	2 EA	—
アース線 (VETO 9181) ^{a)}	2本	15.0 m 以上
	1本	3.5 m 以上
	2本	2.6 m 以上
	1本	1.8 m 以上
アース棒 ^{a)}	1 EA	10.0 m 以上のアース線付, 静電気防止用
4.5kW 発動発電機 つり上げ用つり具 ^{a)}	1 EA	形状及び寸法は, 図2による。
EPPつり上げ用つ り具 ^{a)}	1 EA	
空気調整装置つり上 げ用つり具 ^{a)}	1 EA	

品 名	大型部品運搬車
-----	---------

表 1—附属品（続き）

品 名	数量及 び単位	規 定
液体冷却装置つり上げ用つり具 ^{a)}	1 EA	形状及び寸法は、図 2 による。
変調器電源つり上げ用つり具 ^{a)}	1 EA	
アクチュエータつり上げ用つり具 ^{a)}	1 EA	
ラッシングベルト	10本	—
注 ^{a)} 規定されている寸法，形状及びつり上げ荷重等は，試験成績書の提示により確認する。		

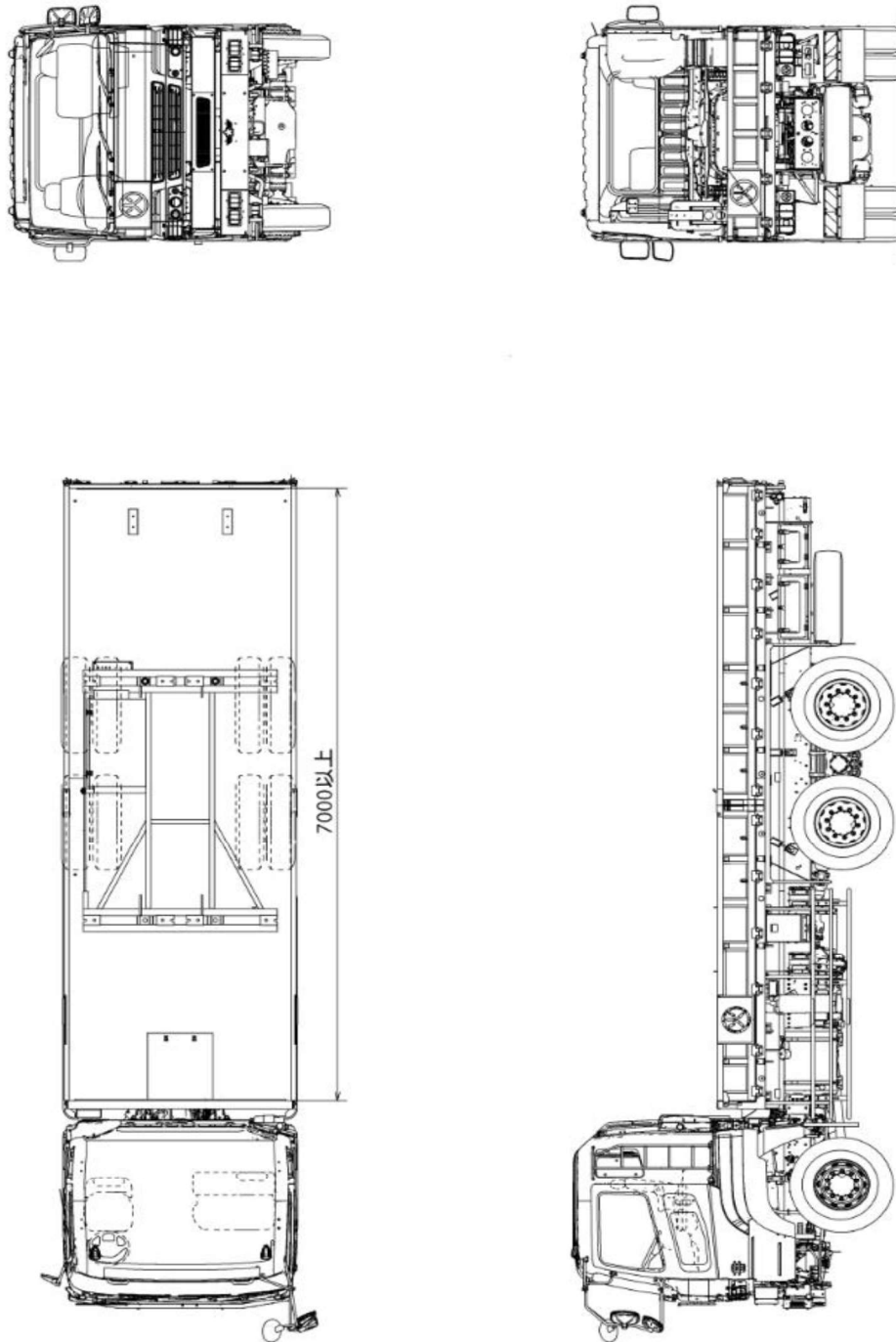
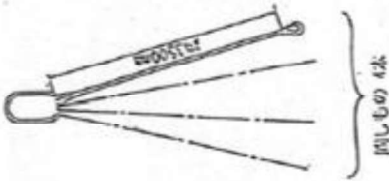


図1—大型部品運搬車の形状及び寸法

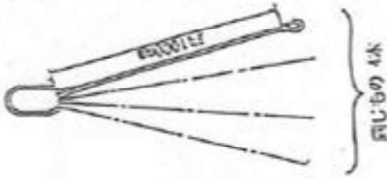
45kW発動巻取機吊り上げ用吊り具



EPP吊り上げ用吊り具



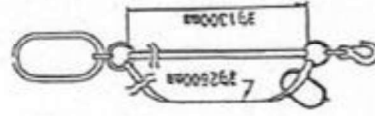
空気調整装置吊り上げ用吊り具



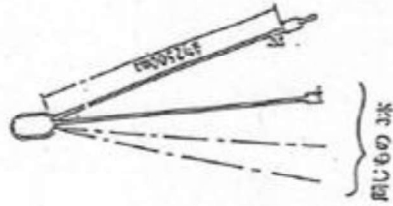
吊り上げ耐荷重

品名	吊り上げ耐荷重 (kg)	数量
空気調整装置吊り上げ用吊り具	1200 以上	4
EPP吊り上げ用吊り具	4200 以上	4
45kW発動巻取機吊り上げ用吊り具	3000 以上	1
液体冷却装置吊り上げ用吊り具	620 以上	4
変調器電源吊り上げ用吊り具	1160 以上	3
アクチュエータ吊り上げ用吊り具	320 以上	1

77kW吊り上げ用吊り具



変調器電源吊り上げ用吊り具



液体冷却装置吊り上げ用吊り具

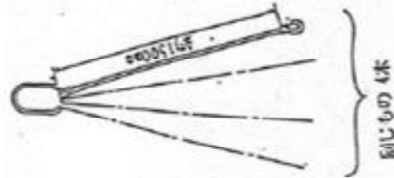


図2-各種つり具の形状及び寸法